

政治に翻弄される学術 — 大軍拡と軍学共同の深化

11月6日軍学共同反対連絡会オンラインシンポジウム開催

岸田政権は12月中旬に新たな「国家安全保障戦略」等の3文書を閣議決定しようとしている。そこには、「専守防衛」を捨て去る「敵基地攻撃能力」保有の公認、軍事費の5年での倍増、武器輸出の拡大、琉球弧の戦場化、軍事研究の本格化などが含まれる見込みで、国のあり方を変えるものである。

これは日本の科学・技術や大学のあり方も大きく変える。9月30日に発足した「**国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議**」では、反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有は当然とされ、議論は軍事研究のあり方と軍拡の財源問題に焦点化されていた。意見の一部を要約して紹介する。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/boueiryoku_kaiji/dai1/gijiyousi.pdf

「他省庁や民間企業が行う研究開発に防衛力強化に資するものがある。国を挙げて取り組む体制を。」

「研究開発予算の策定に安全保障の観点を取り込む仕組み作りを含め、確実に成果を上げる体制を。」
「科学者を安全保障上のコンテクストにどのように参画してもらうかが課題。」

「科学技術者が安全保障領域に参画する際、学内に特別な空間を作るか、学外に研究できる場を作る。」

「我が国の経済安全保障のDARPA的な側面も十全に利用し、科学技術と安全保障の問題を考える。」

「民生用基礎技術、防衛用基礎技術と言った区別は原理的に無意味という観点から、防衛力強化に当たっては、防衛の研究者だけではなく、民間やアカデミアの最先端の研究者の協力が必須。」

「基礎科学研究費を増やせばよいのではなく、目的とする技術の方向性、枠組みを示したうえで、防衛専門家と最先端の研究者が議論する場を構築する。」

10月20日の第2回会議では上山・橋本委員が

「総合的な防衛体制の強化に資する科学技術分野の研究開発に向けて」を提起している。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/boueiryoku_kaiji/dai2/siryoku4.pdf

ここでは、先端的で原理的な技術は「産業」「学術」「防災」「防衛・安全保障用途」に利用可能なマルチユースとされ、科学技術分野と安全保障分野の協力枠組みのたたき台として、国立研究開発法人を目的研究のハブとして活用し、防衛省からの委託研究を拡充し、そこに装備庁研究者や大学の研究者が参加することを提唱している。さらに米国DARPAを参考に仕組みを整えることも検討課題としている。

そしてすでに**来年度予算概算要求**では、「安全保障技術研究推進制度」の要求は149億円、橋渡し研究費用の要求は今年度9億円に対し214億円も計上されているのである。（p.8参照）

さらにDARPAや国防イノベーションユニットDIIUをモデルにした**新研究機関**を2024年度に防衛装備庁に新設することを10月19日の読売新聞が報じた。企業や研究機関、大学などを対象に中長期的な研究費の支援を行う方向で、将来的には年1兆円規模の支援を目指すとしている。

また**経済安保法**は、「軍事研究推進法」「現代の国家総動員法」とも言うべきもので、企業活動への過度な規制、学術研究の軍事化、日本版「軍産官学複合体」の形成、戦前の秘密特許制度の復活、市民監視の強化など、様々な懸念を抱かせる。年内には5000億円規模の「経済安保基金」を投じる特定重要技術（軍事転用技術）の研究公募が行われる。

このような動きと、復興資金による**福島イノベー**

シオン構想との関連も注視しなければならない。そこにはすでにロボットテストフィールドが作られ、防衛装備庁はCBRN（化学・生物・放射線・核兵器）に対応する遠隔操縦車両開発研究などに活用しようとしている。福島国際研究教育機構が来年浪江に設立されるが、上述したような軍事研究強化の動きの中に組み込まれていく危険性が高い。

さらに、年明けの通常国会では、機密情報の取り扱いを有資格者のみに認める「セキュリティークリ

アランス」制度を導入する法改悪が目論まれている。加えて、高市早苗氏は、自民党政調会長だった6月、「経済安全保障推進法にスパイ防止法に近い物を入れ込んで行くことが大事だ」と発言している。

また「国際卓越研究大学」の公募も年内に始まる。指定された大学は「稼げる大学」になるために軍事研究に手を出すことも想定される。

このような様々な動きを総合的に検討するために下記のシンポジウムを開催する。

（軍学共同反対連絡会事務局 小寺隆幸）

2022年11月6日 オンラインシンポジウム

政治に翻弄される学術 – 大軍拡と軍学共同の深化

第一部 講演

2時5分～3時25分

海渡雄一さん（弁護士、デジタル監視社会に反対する法律家ネットワーク）

「経済安保法は現代の国家総動員法だ!」

経済活動の自由が、官による介入、秘密保護義務の強要によって歪められ、経済の軍事化を招く危険がある。重要事項を法律に書かないのはナチスの1938年制定の国家総動員法にそっくりである。経済活動と学術研究、そして人間の活動そのものへの監視・統制を招く危険がある。

井原 聡さん（東北大学名誉教授）

「アカデミアに忍び寄る誘惑のシステム—軍事技術開発研究と経済安全保障推進法の実施をめぐる—」

経済施策の顔をした軍事技術研究開発の大綱がアカデミアに投げかけられた。ゲームチェンジャーとみられる研究をシンクタンクが掘り出し、科学技術振興機構が公募する特定重要技術研究開発プログラムは官民伴走による研究協議会（大臣、研究代表者、民間人、官僚、シンクタンク等で構成）により研究管理・推進・支援され社会実装へ、時に軍事技術実装へ進む危険がある。政治が研究開発を直接指揮する危険性について述べる。

吉田千亜さん（フリーライター）

「経済安保法と福島イノベーション・コースト構想」

福島イノベーション・コースト構想は、「廃炉」「ロボット・ドローン」「エネルギー・環境・リサイクル」「農林水産業」「医療関連」「航空宇宙」の6分野を重点分野として掲げているが、経済安保法の「特定重要技術」とも重なっている。司令塔機能として、来春には、「国立研究開発法人福島国際研究

開発機構（浪江町）」も開設。米国ハンフォードをモデルに、産業都市構想も検討されている。この動きが本当に「復興」や「平和に資するもの」なのか、注視する必要がある。

光本滋さん（北海道大学教育学研究院准教授）

「国際卓越研究大学の危険性」

今年5月に成立した国際卓越研究大学法は、ごく少数の大学を選別し、巨額の資金を投資することと引き換えに政府の意に沿う改革を行わせるための体制を導く。これによりめざす大学像は、研究成果の算出とそれらを応用することにより「稼げる大学」となるというものである。大学像を政府が与え、大学を統制することは、軍学共同へと大学を動員する上でも有効であるに違いない。報告ではこれら国際卓越研究大学の危険性を検討する。

第二部 パネルディスカッション

3時30分～4時20分

司会 浜田盛久さん（海洋研究開発機構研究員）

パネリスト 上記4名

終わりの挨拶

4時20分～4時30分

池内 了さん（名古屋大学名誉教授）

◎参加費無料 参加ご希望の方はメールで下記に申し込んでください。 pokopeace@gmail.com
件名を「11.6 シンポ申し込み」とし①氏名②所属③軍学共同反対連絡会の会員か否か④メールアドレスを明記。締め切り11月5日。先着100名。定員を越えた場合は、後日Youtubeでご覧ください。（URLは連絡会HPに掲載します。）

《 2022.10.03 院内集会の報告 》

これからどうなる?! 経済安保法—暴走を止めるために今知るべきこと

11月6日のシンポジウムの議論を深めるために、10月3日昼、参議院議員会館で行われた、「経済安保法に異議ありキャンペーン」と「デジタル監視社会に反対する法律家ネットワーク」の共催による表記の集会の概要を報告する。集会の全体(90分)は下記で見ることができる。

<https://www.youtube.com/watch?v=EGPjG9jIzG4>

集会は岡本ゆうこさん(松戸市議会議員)の司会で、下記の内容で行われた。

- 「歴史から見たスパイ防止法の危うさ」
 瀬戸厚さん(山口大学名誉教授)
- 「セキュリティクリアランスとは何か」
 井原聡さん(東北大学名誉教授)
- 「経済安保法を巡って何が起きているのか」
 海渡雄一さん
(弁護士 経済安保法に異議あり!キャンペーン)
- 国会議員の発言

高良鉄美さん 阿部知子さん 福島瑞穂さん
直前の9月30日に、政府は経済安全保障推進法第2条の「経済施策を一体的に講ずる安全保障の確保の推進に関する基本方針」および第6条の「特定重要物資安定供給確保基本指針」、第60条の「特定重要技術研究開発基本指針」を閣議決定した。経済安保法は、その具体的内容を国会で審議せずに、138件も政省令で決めるという国会軽視の法律である。その核心をなす上記3つについて、パブコメで1,305件の意見が寄せられ、そのほとんどが反対の見解だったにもかかわらず、ことごとく無視して閣議決定がなされた。(基本方針などの閣議決定に抗議する声明は下記参照)

<https://keizaiampoigi.wixsite.com/comcom/%E6%8A%97%E8%AD%B0%E5%A3%B0%E6%98%8E>

異常なスピードで施行が進む経済安保法の今後の動向を見据えるために、私たちはこの院内集会を企画した。「或る朝、警察がドアをドンドンと叩く音が部屋に響く」という描写がファシズム社会を舞台にしたフィクションによくあるが、このような朝を決して迎えないために。(本集会よびかけより)

「歴史から見たスパイ防止法の危うさ」

瀬戸厚 山口大学名誉教授

戦後においても自民党からスパイ防止法が出てきた。戦後スパイ防止法については運動の結果引っ込めさせてきた。今回はまず経済安保法を出し、その次にスパイ防止法という二段構えで来ている。来

年の統一地方選後、スパイ防止法が出てくるのではないだろうか。

1 歴史から見たスパイ防止法の危うさ

戦争国家にはハードとソフトが必要。軍装備の拡大を支える法整備が続かなければならない。山口の侍がクーデターを起こしてできたのが明治政府でそもそも軍事国家だった。臣民が国防意識をしっかりと持つために、自由な発言、自由なメディアを抑圧する法整備が不可欠で、明治国家は早くからそこに注力していた。軍事国家化していく過程で、それに比例して軍事機密が増える。それをどうやって守り、権力者で固めるのか、という法制度を進めてきた。

①軍機保護法

1899年7月公布 「新聞紙印行条例」(1869)を嚆矢として数多の規制法が相次ぎ成立。「出版条例」は軍事機密関連の文書図書の出版は許可制に。出版人も自己規制する。それは自己検閲。現代も出版メディアは自己検閲が慣習化されて息づいていないのではないか。

②改正軍機保護法

1936年、226事件がおき日本が戦争国家として突き進む年に広田弘毅(戦後絞首刑)が国策として進めた。「軍事上の秘密を保護することは、時の平時を問わず、国土防衛上緊要」(米内海相の議会での説明)とされた。それに対し、「軍事上の秘密」とは何か、人民の権利保護、「軍事秘密」の認定者、犯意など激しい議論が展開された。当時の議員は質が高く、人権にもとる、さらなる侵略国家になることを憂いた議員が緻密な議論を行った。

③41年国防保安法

軍事秘密法制の集大成として成立。機密の定義の無限性と恣意的解釈がされた。「国家総力戦時代の防諜とは、敵側に秘密を漏洩しないことに注意する」といった単純な事柄ではなく、当初の防諜対策としては視察内偵・検挙などの積極防衛と、取締・指導などの消極防衛に分けられる」とし、また、「国民防諜とは国民が秘密戦に対して自発的積極的に防衛すること、あるいは取締当局に協力していくことを意味する」(田中寛二郎情報局情報官)



権力が国家機密と言えれば機密になってしまう恣意的な規定で、漏洩したものは死刑になる。

2 80年代のスパイ防止法の動き

1985年「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」が議員立法として提出されたものの、第103回国会で審議未了廃案となった。この法案作成のために一番働いたのは勝共連合である。

3 特別秘密保護法制定

2013年（第二次安倍内閣期）日本の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であることを「特定秘密」として指定。今後も新しいスパイ防止法が出てくれば大きな役割をするのは勝共連合だろう。地方から中央に挙げるというやり方で、敵もさるもの、より洗練された言葉、パフォーマンスを駆使してくる。国家総動員法としてスパイ防止法が出てくるのではないか。

「セキュリティクリアランスとは何か」

井原 聡 東北大学名誉教授

I セキュリティクリアランスとは何か。

米国では「連邦政府の直接雇用者、民間請負業者の個人が秘密情報を取り扱う適性があることを政府が認定すること」とされている。つまり連邦政府の職員もしくは連邦政府と連携する民間事業者の資格となっている。

そこには1)機密指定制度があり 2)大統領令で定められ 3)申請には三つのランク（Top Secret 最高機密、Secret 極秘、Confidential 秘）があり、ランクに応じて給与がかなり違う。4)資格申請者は身上調査を受けるが、国防カウンターステリジエンス・保全庁が一元的に実施している。

調査内容は ①暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与 ②外国との関係 ③犯罪歴 ④民事訴訟 ⑤情報通信関係の非違歴 ⑥薬物の濫用 ⑦精神の健康状態 ⑧アルコールの影響 ⑨信用状態 ⑩本人の同意がある場合、知人の連絡先、家族・同居人に対して氏名、生年月日、国籍、住所、社会保障番号等。申請者本人との面談、友人や同僚、家主、隣人等への照会。ポリグラフ検査を実施する行政機関もある。ソーシャルメディアの情報も活用する。

II 米国のセキュリティクリアランス制度と研究者

研究者はクリアランスの資格を取る必要がある。マンハッタン計画の時は、研究者はどういう本を読んだかまで調べた。

1950年以降は軍事研究以外に機密指定が拡大されていった。

1982年、全米科学アカデミー等が設置した研究者委員会が次の提言をした。

■科学技術の発展には研究成果の自由な発表やオープンな研究環境が不可欠である。

■明らかに国家安全保障と関係のない基礎的な研究の機密指定を禁止。基礎研究の場合、研究成果は原則として政府による公開制限を受けない。

■大学では機密指定された研究を一般のキャンパス内で行うことを禁止。物理的に離れた研究施設でセキュリティクリアランスを受けた研究者、管理者、建物で研究を実施する。

日本でもセキュリティクリアランス制度の導入を経済安保法改訂で実施する議論が進んでいるが、様々な対抗措置の議論がなされていない危険な内容に注意が必要である。

III 日本の特定秘密保護法

戦後の日本では1954年の「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」特別防衛秘密からはじまった。米国から供与された装備品等の秘密の保護。次いで「防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流のため」日米防衛特許協定が結ばれた。

2013年多くの反対を無視して「特定秘密保護法」が強行採決された。特定秘密とは防衛・外交・特定有害活動の防止・テロリズムの防止に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが安全保障に著しい支障を与えるものとされた（第3条第1項）。

IV 適性評価制度

特定秘密保護法は、特定秘密を取り扱う業務に従事する者を、適性評価によって特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に限定している。（第11条）調査項目はアメリカと似ている。

①暴力的な政府転覆活動・テロ等への関与 ②外国との関係 ③犯罪歴 ④民事訴訟歴 ⑤情報通信関係の非違歴 ⑥薬物の濫用 ⑦精神の健康状態 ⑧アルコールの影響 ⑨信用状態 ⑩知人の連絡先そして本人の同意を得て家族・同居人に対して氏名、生年月日、国籍、住所、社会保障番号等の記載が求められる。しかし、これには一応運用を監視する情報監視審査会というのがある。国会への統計的報告などはあるがどの程度の役割を果たしているのかはわからない。

なお、報告書によると、2021年中の行政機関職員の適正評価者数 26,485人 適合事業者従業者数 1,117人合計 27,602人。

V 日米共同研究とセキュリティクリアランス

軍事研究で日米協同するためにはセキュリティクリアランスが必要とされる。本年1月7日、日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表では、新興技術について日米で緊密に連携するということが示された。

「人工知能、機械学習、指向性エネルギー及び量子計算、重要な新興分野」

「極超音速技術に対抗するための将来の協力」

「共同研究、共同開発、共同生産、及び共同維持並びに試験及び評価に関する協力」

そして研究者を動員するために、適正評価制度と切り離してセキュリティクリアランスをとということになった。従来、公務員や自衛隊の特定秘密にかかわる職員に対して適正評価が行われてきたが、研究者・技術者を対象とする必要が出てきたのだ。

5月に成立した経済安保法ではセキュリティクリアランスは慎重にということで立憲や他の党との見解がまとまらず、入れることを断念して法を成立させた。しかし、米国のセキュリティクリアランス制度と整合的でなければ共同研究はできないので、とりあえず、罰則を科した守秘義務付きの情報開示をしようということになった。

国際的共同研究に

セキュリティクリアランスが不可欠

例 2019.12.9 「量子協力に関する東京声明」(日米共同声明)が出され「知的財産の保護、安全かつ包括的な研究環境、研究における厳密さや規範、研究セキュリティ及び管理負担の軽減を推進する誠実な協力を着手すること」とされた。

この際、日本側研究者がセキュリティクリアランスを持っていても米国防省のセキュリティクリアランスも実施する。

問題点のいくつかを列挙すると

- ・ 身上調査の予算と人員の問題
- ・ 民間人への罰則規定の問題
- ・ 研究者のプライバシー保護の見地から研究者の個人情報(大学・研究機関等で管理する個人情報、科研費、委託研究費等で提出された個人情報など)を国家が一元管理し、シンクタンクに提供することは問題
- ・ 研究成果の非公開は研究発展の原動力であり研究の質保証の基盤である。
- ・ 秘密指定された研究成果は公表の自由・発表の自由が規制され、学術上評価されない。
- ・ 研究協議会から離脱したときの問題点(代表者、従事者) ←ユネスコの提言や大学等の理念と矛盾する可能性
- ・ 研究協議会に若手研究者(学生、大学院生、オーバードクター)が組織されるときの問題
- ・ 特定秘密と経済安保の機微情報の違いは？また罰則の違いとセキュリティクリアランス違反の対処は？
- ・ セキュリティクリアランスを実施するための物理的施設問題
- ・ 大学のキャンパスが内調、警視庁、公安調査庁などによる監視エリアとなる問題
- ・ セキュリティクリアランス制度を監視する対抗的組織の検討が欠落している問題



「経済安保法を巡って何が起きているのか」

海渡 雄一 弁護士

経済安保法の4本柱は ①特定重要物資の安定的な供給(サプライチェーン)の強化 ②外部からの攻撃に備えた基幹インフラ役務の重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査 ③先端的な重要技術の研究開発の官民協力 ④原子力や高度な武器に関する技術の特許非公開である。

基幹インフラ事業者への事前審査とは、決裁システムなどの重要設備を導入する際、サイバー攻撃を受ける懸念のある外国製品が組み込まれていないかどうか、国が審査を行うことである。

鈴木一人東大教授は、この法の本丸をサプライチェーンの強化と捉える。重要物資の供給が途絶えることを防ぐため、中国への依存度を減らすねらいがあり、企業への負担が大きくなる。

また重要技術について兼原信克・元官房副長官補は、特に他国に狙われているのは最先端コンピューター、量子、AI、バイオなど安全保障に直結する技術だという。サイバー攻撃を仕掛けて情報を奪いに来るが、日本は防御意識が非常に希薄で情報が盗まれたことすら気づかない。

そして兼原は最も重要なのは官民技術協力だという。安全保障の根幹は科学技術であり、産学官を挙げて科学技術を進展させることこそ、安全保障の1丁目1番地だと答えている。

経済安保法により、企業秘密の範囲が不当に拡大され、民間人にも罰則付きで守秘義務を課す。しかも、この「秘密」は、特定秘密保護法の「特定秘密」に限定されるものではなく、本来は経済活動の自由に属する「特定重要物資」、「特定重要技術」、「特許出願情報」を保有する者を対象として「事務に関して知り得た秘密」とだけ規定されるのみで、「秘密」の範囲が不当に拡大されるおそれがある。軍事技術に転用可能な技術とのレッテル貼りをすれば、あらゆる技術が対象となりかねず、既に大川原化工機事件のような冤罪事件も生じている。

しかも、国会の情報監視審査会の監視対象にすらならず、秘密の範囲の拡大を防止する歯止めがない。そして、秘密漏洩・盗用に係る処罰条項によって、特定重要物資の安定的な供給の強化については、取扱業者に対して、生産、輸入、保管状況等について国が調査する権限を持つとされるため、企業活動に対する過度な介入・統制を招きかねない。

経済安保法は総動員法の完成形で、法律に何も書かないから国会で審議できない。その後政令で決められるのはナチスの授權法にそっくりであり、民間版秘密保護法でもある。それが安倍政権の総仕上げとして成立してしまった。監視の手を緩めてはならない。

【国会議員や会場からの発言は割愛します。文責 小寺隆幸(経済安保法に異議あり！キャンペーン)】

《大学の軍事化の新たな動き》

岡山大学 10月27日大学内での自衛隊との共同防災訓練を実施！ 市民有志 中止を求める申し入れを行なう

野田隆三郎（岡山大学名誉教授）

10月13日、学生を含む市民6人で岡山大学に申し入れに行った。大学側は安全管理課の課長とその部下が対応したがその対応は、およそ最高学府とは思えないひどいものであった。

防災訓練ならなぜ本業の消防署と共同でやらないのか。防災は自衛隊の副業に過ぎない、防災が本業の消防署と共同でやる方が、ずっと住民に役立つではないか、とこちらから問い詰めても、相手は「自衛隊も災害救助で貢献しているから自衛隊とやることにした」と言うばかり。答えになっていないと言っても同じことをくりかえすばかり、要するにこれ以外には何も言わない。本当にひどい。

さらにこちらから、どこの自衛隊のどんな部隊が来るのかといくら聞いても答えない。

相手は指定していた30分がくるとそそくさと逃げ帰った。取材に来ていた山陽新聞と西日本テレビの記者も大学の対応には、さすがに呆れたことと思う。両社とも一応、まともな報道をしてくれた。

軍事研究のときの経験から、申し入れだけでは大学を動かすことはできないとわかっていたので、今後は、精一杯、学生へアピールをするつもりである。申し入れ当日も申し入れ後、昼休みに食堂に向けて大学のひどさをアピールした。

岡山大学構内における 自衛隊との共同防災訓練の中止を求める申し入れ

岡山大学長 榎野 博史様 2022年10月13日

岡山大学の自衛隊との共同防災訓練に反対する市民有志

代表 野田隆三郎（岡山大学名誉教授）

****（岡山大学職員）

****（岡山大学学生）

****（大学近隣住民）他21名

先日、貴学は学内の施設を使用した自衛隊との共同防災訓練を、来る10月27日に行うことを大学近隣住民に回覧板で通知した。

それによれば、防災訓練は岡山大学が主催し、当

日は学内駐車場で自衛隊車両の展示・実演が行われるとされている。

自衛隊が、災害時に全国各地で救援活動に貢献していることは事実である。しかしそれは自衛隊の本業ではない。自衛隊の本業は軍事であり、憲法違反とされる安全保障関連法が成立したいま、自衛隊は自衛に留まらず、海外で戦争ができる軍隊になっている。さらに憲法を改正して自衛隊の戦争行為を拡大強化する動きも強まっている。

このようななか、今回の共同防災訓練には次の二つの問題がある。

（1）政府・防衛省は常々、自衛隊の本業（戦争）をベールに包んだまま国民のなかに自衛隊を浸透させようとしている。そのことが自衛隊員の募集、また憲法に自衛隊を明記する憲法改正等に役立つからである。今回の共同訓練はそのような政府・防衛省の思惑のお先棒を担ぐものである。

（2）今回の防災訓練には防災を本業とする消防署が参加していない。防災を管轄するのは消防署であり、自衛隊にとって防災は副業でしかない。防災訓練をするのであれば、それを本業とする消防署と共同で行うべきで、その方が住民・学生教職員にとってずっと役立つはずである。

今回の防災訓練では、自衛隊車両の展示・実演などいろいろ自衛隊に見せ場を設定しているが、これらが住民・学生教職員に役立つ防災訓練と言えるか疑わしい。災害発生時の知識に関する話なども自衛官より本業の消防署員の方が適任である。

このように今回の防災訓練は、自衛隊ありきで計画されたもので、防災の効果は乏しく、防災訓練に名を借りた自衛隊の宣伝と言うべきものである。

以上述べた二つの理由により、大学がこのような防災訓練を主催することは、決して許されることではない。私たちの知る限り、自衛隊と共同で防災訓練を行った大学は一つもない。

私たちは貴学がただちに自衛隊との共同防災訓練を中止するよう強く求める。 以上

プーチンによる核使用、絶対に許してはならない

ウクライナで、核使用の危険が1ランク上がったと思われる。実際に、核を使う恐れが増してきた。軍事的占領地で、見せかけの住民投票にてロシア領になったとし、ロシア領への攻撃への反撃として、戦術核を使う危険が言われている。これは、核使用を匂わせての脅しという意味が大きいとも言えるが、そうでもない現実の危険としてもあると思う。脅しという意味が90%かもしれないし、99.5%かもしれない。しかし、残りの10%あるいは0.5%の危険性であっても、実に危険である、危機的である。この戦術核が引き金になって、どのような大規模な核応酬に発展するか、誰も予想できない。

1980年代の研究で、当時の世界人口44億の中で、もし全面核戦争の場合は11.5億人の死者、「核の冬」によりさらに億単位の死者が出るとされた。今の世界人口にすれば、数十億人の死者になる。最近も、米、ラトガース大学の研究者がNature Food誌に出した論文では、米露の核戦争で主に食糧危機の面から50億人以上の餓死者が出ると試算している。これらが既に想定内である。被害は人類だけに限らない。気候変動も、環境保護も、SDGsもその大前提がすべて崩れる。このような核戦争の引き金をひくのは、人類に対する最大の犯罪であり、我々は絶対に許さない。許されない、ではなく、許さない、という主体的姿勢が重要である。

核のスイッチを握るのはプーチンである。彼が最後のさいご、理性的な判断ができるかどうか、わからないと私は思う。このような人物一人に全人類の運命が握られていることの危険と不条理。核を持つことによって安全を保つという口実の核抑止力は完全に破綻している。

人類が滅亡から免れる道は核兵器の緊急の完全廃絶しかないことが誰の目にも明らかになった。当面、プーチンが核を使わないために、全世界で一斉に声を上げるべきである。

新潟での取り組み例を紹介する。新潟県原爆被害者の会、新潟県原水協、新潟県原水禁は、3団体連名で、「プーチンは核を使うな」というアピールを、9月25日に発表した。

使われてから、抗議声明を出しても遅い。再び広島・長崎は繰り返してはならない、二度と『過ちは繰り返させぬから』の誓いは今実践すべきではないか。いまのこの状況の中で、絶対使ってはならないとメディアも市民も声を上げ、世界に響かせることが重要である。



緊急アピール

プーチンは核を使うな！

ロシア大統領プーチンは、9月21日、テレビ演説で、NATO加盟国に対して「ロシア領土の保全が脅威にさらされれば、われわれは、手持ちの全ての兵器を使う」「はったりではない」と述べ、核使用もありうることを発言した。これに我々は断固抗議する。

ウクライナを侵略しておいて、軍事的に占領した地域で、住民投票なるものを実施してロシア領になったとし、このロシア領への攻撃があったから反撃として、戦術核を使う危険がいま、現実の可能性として高まってきている。いわば緩慢な、キューバ危機に匹敵する重大な局面を迎えている。この戦術核が引き金になってどのような大規模な核応酬に発展するかは、誰も予想はつかない。

もし全面核戦争になれば、数十億人の死者が出るとは、科学者による、1980年代の研究、最近の研究からも明らかである。このような核戦争を引き起こすのは、人類に対する最大の犯罪であり、絶対に許さない。

日本は、広島・長崎をもつ被爆国である。核兵器の使用がもたらす惨状をよく知る。またここ新潟は、広島・長崎に、小倉も加えた原爆投下最終4目標都市、つまり準被爆都市である。

ここ新潟から、プーチンによる核使用、人類全体の命を危険にするこの核脅迫に抗議すると共に、今こそ、世界の全市民が、このプーチンによる核脅迫に反対の声を上げることを訴える。

2022年9月25日

新潟県原爆被害者の会、
新潟県原水協、新潟県原水禁

この危機をもたらしめているのは、もちろんロシアのプーチンであるが、よくよく考えると、その責任の一端は日本・日本政府にもあるとも考えうる。被爆国日本が核兵器禁止条約を真っ先に批准し、核保有国、アメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランス、（そして、北朝鮮、インド、パキスタン、イスラエル）にもっと強く、働きかけていたら、安易にプーチンが核使用を仄めかす言動はできなかったかもしれない。

日本政府の責任とは、これを選んだ我々国民の責任でもある、この危険の遠因の一端が我々にもあることにも思いを致し、いまプーチンにも日本政府にも声を上げたいと思う。

軍事研究で戦争準備に大学人が加担するのは問題としてきた軍学共同反対の運動にとっても、さら

に直接的な危機がすぐそこに迫っている今、行動すべきと訴えたい。

〈付記〉この原稿は、10月初旬に書いたものであるが、その後さまざまな展開もある。当初、世界市民の中でもっと広く、「核を使うな」の声が上がるべき、上がるのではと期待もしてこのアピールも出した。国連トップ、あるいは核兵器禁止条約批准国、などが世界市民に直接呼びかけ、訴えても良いのではとも思っている。

さらに、最近の動向では、放射性物質をばらまく「汚い爆弾」の報道、一方アメリカは27日発表の核体制見直しNPRで、極限状況では核使用を検討するとした。今後、事態がどのように動くとしても、この危機状態は変わらない。いま(10/28)、私の感じる終末時計は、10秒前か3秒前である。

赤井純治

(軍学共同反対連絡会事務局：新潟大学名誉教授)

来年度の軍事研究費を大幅増額要求

「安全保障技術研究推進制度」

101億円→149億円

「橋渡し研究費」

9億円→214億円

防衛省の来年度予算概算要求には「防衛技術基盤の強化」として「従来の戦い方を見直し、将来の戦い方に直結する装備分野に集中的に投資するとともに、研究開発プロセスに新しい手法を取り込むことで、研究開発に要する期間を飛躍的に短縮」と書かれている。そしてスタンド・オフ防衛能力、ドローン・スウォーム攻撃対処、次期戦闘機の取り組みなど7項目に重点投資としている。その最後の(7)に「先端技術の発掘・育成・活用」が掲げられた。それは「革新的・萌芽的な技術を装備化につなげるための橋渡し研究の拡充」「先端技術動向についての調査研究」「安全保障技術研究推進制度の推進」の3項目からなる。

だが例年示されていた要求金額が隠されている。9月14日、福島みずほ議員と本連絡会の杉原幹事らが防衛省交渉を行ない、その金額を問い質した。その結果上記のことが判明したのである。

そこで明らかになった金額を杉原幹事がメモした資料を連絡会HPで公表しているのでご覧ください。(上記についてはその資料のp.19参照)

<http://no-military-research.jp/?p=2550>

日本科学者会議

第24回総合学術研究集会 in 大阪

11月19日～12月11日に開催

分科会「戦争と平和をめぐる科学者の社会的責任、市民との共同」12月11日オンライン開催!

11月19日から12月11日まで3週間に渡って、「新型コロナウイルス・気候危機下の科学と社会—脱炭素・脱原発・脱貧困を求めて—」をメインテーマとして、日本科学者会議第24回総合学術研究集会(以下、24総学)が開催されます。24総学は、大阪大学での現地開催とオンライン配信によるハイブリッド形式で開催されます。

24総学では32の分科会が開設されますが、そのうちの一つであるA2分科会「戦争と平和をめぐる科学者の社会的責任、市民との共同」は、24総学最終日の12月11日(日)9時～15時半にオンライン上で開催されます(大阪大学では、A2分科会の現地開催はありません)。下記の報告が行われます。

【藤岡惇：第3次世界大戦＝サイバー宇宙核戦争をどう阻止するか 濱田郁夫：ビキニ・太平洋核実験と市民認識 冨塚明：ロシアの核兵器近代化の現段階 井原聰：経済安全保障「砲」が狙う平和の砦 志岐常正：軍事同盟 徳田博人：地方自治の保障と地方分権改革 前田定孝：毒性化学物質による環境汚染と日米地位協定 立石雅昭：沖縄辺野古調査団 中川武夫：馬毛島アセスの軍事的問題 石山潤：防衛白書から 亀山統一：琉球列島全体に広がる米軍・自衛隊基地問題】

政府与党は、ウクライナ問題をも理由に、自衛隊が米軍と一体となって先制攻撃をも行う国家防衛戦略を打ち出したり、安保法制、国家機密法、土地規制法、経済安全保障推進法を次々制定し、科学者・技術者、大学人、研究機関を動員し、日本の学術研究体制の軍事化を推進しようとしています。戦争と平和を巡る問題が今、大きな問題となっています。A2分科会では、この状況の総合的な批判的検討をはかり、戦争への道を市民と力を合わせて押し返すため、認識と運動を総合化させることを目指しています。皆様のご参加を呼びかけます。参加を希望される方は、以下のサイトで参加申し込みをして下さい。

<https://jsa.gr.jp/d/sougaku/start>

(浜田盛久)

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (pokojpeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)